

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2023（令和5）年度

【申請期限を延長しました！】

郡山市業務改善賃上げ応援事業

～国の業務改善助成金に上乗せします～

郡山市では、設備投資等の生産性の向上に取り組み、賃上げを行う「市内の中小企業等」を支援します。

補助対象

○郡山市内の事業場において、2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日までに国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、2025(令和7)年1月31日までに交付額確定通知を受けている事業者

補助率

○国の補助対象経費の「1／10以内」 ※上限：1事業場当たり60万円

必要書類

【申請期限：2025(令和7)年1月31日まで】

※2024(令和6)年3月29日から期限を延長しました。

○郡山市業務改善賃上げ応援補助金交付申請書（第1号様式）

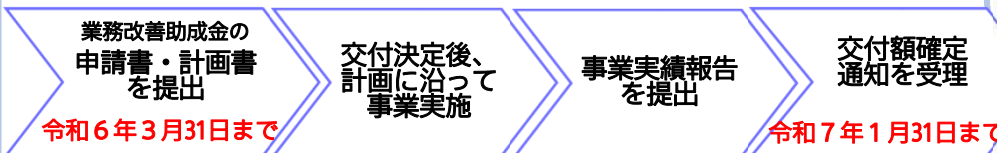
【添付書類】

- 業務改善助成金事業実績報告書の写し
- 業務改善助成金事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書及び事業実施結果報告の写し
- 業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し
- 同意書兼誓約書（第2号様式）
- 補助金の振込先口座が確認できる通帳の写し等
- その他市長が必要と認める書類（業務改善助成金交付決定通知書）

申請の流れ

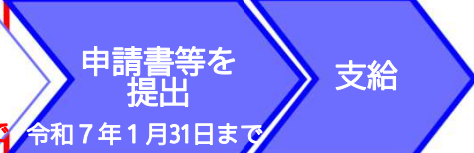
【国の業務改善助成金】

対象：2023（令和5）年4月1日から2024（令和6）年3月31日までに交付申請されたもの



手続先：福島労働局

【郡山市業務改善賃上げ応援補助金】



手続先：郡山市

お問合せ
お申込み先

郡山市産業観光部 産業雇用政策課（西庁舎4階）
〒963-8601郡山市朝日一丁目23番7号
TEL 024-924-2251 FAX 024-925-4225
E-mail koyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

ウェブサイトはこちら



国の業務改善助成金の概要

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

業務改善助成金を
支給
(最大600万円)

※事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請し、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告することにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

助成上限額

	引上げ額 30円以上	45円以上	60円以上	90円以上
人数	助成上限額	助成上限額	助成上限額	助成上限額
1人	30(60)万円	45(80)万円	60(110)万円	90(170)万円
2~3人	50(90)万円	70(110)万円	90(160)万円	150(240)万円
4~6人	70(100)万円	100(140)万円	150(190)万円	270(290)万円
7人以上	100(120)万円	150(160)万円	230(230)万円	450(450)万円
10人以上	120(130)万円	180(180)万円	300(300)万円	600(600)万円

※事業場規模30人未満の事業者（特例コースを除く）については()内の助成上限額

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の
場合

特例事業者

①賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
②生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

※なお、2023（令和5）年8月31日より制度が拡充されています。

詳細は厚生労働省のウェブサイト、業務改善助成金コールセンター（Tel0120-366-440）へ。